

岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 P T A会則

(名 称)

第1条 本会は、岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校P T Aと称し、事務局を岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力し、生徒の健全な発達及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 生徒の教育向上を目的とする事業。
- (2) 生徒の育成及び福利厚生を目的とする事業。
- (3) 会員相互の教養を高める事業。
- (4) その他、目的達成のための必要な事業。

(会 員)

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者またはこれに準ずる者及び本校教職員並びに本会の趣旨に賛同して入会を希望する者を持って会員とする。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|-------|-----------------|
| 会 長 | 1名（保護者） |
| 副 会 長 | 3名（保護者） |
| 書 記 | 3名（保護者1名、教職員2名） |
| 会 計 | 2名（保護者1名、教職員1名） |

2 任期は、会長、副会長は総会で決定後、書記、会計は総会で承認後から翌年の総会までの1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

第6条 本会に、顧問（校長）を置く。

2 顧問は会長の諮問に応ずる。

(役員の仕事)

第7条 役員等の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総括するとともに諸会議を召集する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。
- (3) 書記は本会の庶務を担当し、諸記録の作成保持を行う。
- (4) 会計は本会の経理事務を行う。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は次の方法による。

- (1) 会長、副会長は、役員推薦委員会で候補者を推薦し、総会で決定する。
- (2) 書記、会計は会長が委嘱し、総会で承認を得る。

(役員会)

第9条 役員会は第5条の役員、第6条の顧問及び学校代表（教頭及び部主事）で構成し、会務の企画運営に関する事項を審議する。

(執行部会)

第10条 執行部会は、本会役員、顧問、専門委員会の委員長及び学校代表（教頭及び部主事）をもって構成し、その任務は次のとおりとする。

- (1) 総会に提出する議案並びに報告書を作成する。
- (2) その他、本会に関する緊急事項を審議する。

(役員推薦委員会)

第11条 役員推薦委員会の委員は、執行部会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会計監査委員会)

第12条 会計監査委員は2名とし、任期は1年とする。会計監査委員は役員会で推薦し、総会において承認を得る。

- 2 会計監査委員は会計事務を監査する。また、必要に応じて随時監査を行うことができる。

(専門委員会)

第13条 本会の活動に必要な専門委員会を置く。委員長は、会長が委嘱する。

- 2 専門委員会は、次により構成する。
学年委員会 当該学年につき適切なる計画立案をなし意見の具申を行う。
進路委員会 生徒の進路指導に関する事項をつかさどる。
- 3 各専門委員会は、本校保護者によって構成され、保護者はいずれかの委員会に所属する。

(総 会)

第14条 総会は、毎年1回会長が召集する。なお、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、委任状を含めて会員の2分に1以上の出席により成立し、議事はその出席者の過半数の賛同によって可決する。
- 3 総会は、前年度の事業報告及び会計報告、当年度の事業計画及び会計予算案、役員改選、その他必要な事項について審議し議決する。

(会 計)

第15条 本会の会費は、会費・寄付金・その他の収入を持って充てる。

- 2 会費は、毎年総会において決定し、毎月納入とする。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 本会の会計は、会計監査委員会の監査を受けなければならない。

(会則の改正)

第16条 本会の会則の改正は、委任状を含む総会の出席者の3分の2以上の同意によって成立する。なお、特に緊急性の事情により会長が必要と認めた場合は、書面による提案、議決を行うことができる。

附 則

この会則は、平成29年4月30日から施行する。

平成30年2月 一部改正

平成31年4月 一部改正

令和 6年3月 一部改正

令和 7年4月 一部改正